

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
厚生労働省	独立行政法人労働者健康安全機構	7020005008492	日本医療機能評価機構	5010005016639	会費	960,000	60,000	平成30年4月1日 4月2日 4月6日 4月9日 4月10日 5月8日 5月10日 5月15日 6月6日 6月13日 7月28日 7月31日 8月1日 8月20日 9月30日 10月10日 10月29日 11月14日 12月3日 12月27日 12月31日 平成31年1月23日 1月9日 1月28日 2月22日 2月27日 3月27日 3月29日 3月31日	医療の質の向上及び地域医療連携促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公財	国認定	随意契約を継続:病院機能評価は当該法人のみが実施しているため。	有
厚生労働省	独立行政法人労働者健康安全機構	7020005008492	日本医療機能評価機構	5010005016639	受講料	2,066,000	-	平成30年4月1日 4月2日 4月6日 4月9日 4月10日 5月8日 5月10日 5月15日 6月6日 6月13日 7月28日 7月31日 8月1日 8月20日 9月30日 10月10日 10月29日 11月14日 12月3日 12月27日 12月31日 平成31年1月23日 1月9日 1月28日 2月22日 2月27日 3月27日 3月29日 3月31日	-	公財	国認定	随意契約を継続:病院機能評価は当該法人のみが実施しているため。	有

厚生労働省	独立行政法人労働者健康安全機構	7020005008492	日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療保障掛金	10,336,000	-	平成30年4月1日 4月2日 4月6日 4月9日 4月10日 5月8日 5月10日 5月15日 6月6日 6月13日 7月28日 7月31日 8月1日 8月20日 9月30日 10月10日 10月29日 11月14日 12月3日 12月27日 12月31日 平成31年1月23日 1月9日 1月28日 2月22日 2月27日 3月27日 3月29日 3月31日	-	公財	国認定	随意契約を継続：病院機能評価は当該法人のみが実施しているため。	有
厚生労働省	独立行政法人労働者健康安全機構	7020005008492	日本医療機能評価機構	5010005016639	申込料	6,750,000	-	平成30年4月1日 4月2日 4月6日 4月9日 4月10日 5月8日 5月10日 5月15日 6月6日 6月13日 7月28日 7月31日 8月1日 8月20日 9月30日 10月10日 10月29日 11月14日 12月3日 12月27日 12月31日 平成31年1月23日 1月9日 1月28日 2月22日 2月27日 3月27日 3月29日 3月31日	-	公財	国認定	随意契約を継続：病院機能評価は当該法人のみが実施しているため。	有

厚生労働省	独立行政法人国立病院機構	1013205001281	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	228,427,500	-	平成30年4月27日 4月30日 5月16日 5月28日 5月31日 6月27日 6月29日 6月30日 7月27日 7月31日 8月16日 8月27日 8月31日 9月27日 9月28日 9月30日 10月29日 10月31日 11月27日 11月30日 12月27日 12月28日 12月31日 平成31年1月28日 1月31日 2月27日 2月28日 3月27日 3月29日 3月31日	-	公財	国認定	問題は認められない(当該支出は、産科医療補償制度を運営する唯一の法人である当該法人に対して、分娩数に応じて掛金を納めているものであり、産科医療補償制度上必要不可欠なものである。)	有
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	82,815,000	-	平成30年4月27日 5月30日 5月31日 6月25日 6月28日 7月31日 8月30日 9月27日 9月30日 10月31日 11月29日 12月27日 平成31年1月30日 1月31日 2月28日 3月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定	特段の問題なし (産科医療補償制度を運営する唯一の公益法人であり、分娩数に応じて掛金を納めているものである。当該支出は産科医療補償制度上必要不可欠なものであるため。)	有
厚生労働省	国立研究開発法人国立がん研究センター	6010005015219	公益財団法人がん研究会	1010605002372	H30年度AMED研究分担者への送金	55,867,000	-	平成30年8月31日	-	公益	国認定	問題なし(分担研究者への開発費の配分であるため)	有
厚生労働省	国立研究開発法人国立がん研究センター	6010005015219	公益財団法人日本対がん協会	3010005015898	H30年度AMED研究分担者研究費の配分	20,900,000	-	平成30年8月31日	-	公益	国認定	問題なし(分担研究者への開発費の配分であるため)	有
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	16,312,160	-	平成30年4月27日 7月31日 10月31日 11月30日 12月28日 平成31年1月31日 3月29日	-	公社	国認定	問題なし(実施する業者は日本臓器移植ネットワークのみであることを確認)	有

厚生労働省	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金自動引落	34,240,000	-	平成30年4月30日 5月31日 6月29日 7月31日 8月31日 9月28日 10月31日 11月30日 12月28日 平成31年1月31日 2月28日 3月29日	-	公財	国認定	問題なし(制度上必要不可欠であり、当該法人以外の者は存在しない)	有
厚生労働省	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	6010905002126	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供費用一式	21,561,330	-	平成30年10月31日 11月30日 12月28日 平成31年2月28日 3月29日	-	公財	国認定	問題なし(制度上必要不可欠であり、当該法人以外の者は存在しない)	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。